

事業計画概要書に対する知事意見書

4 松地環第1号
令和4年(2022年)9月22日

株式会社フロンティア・スピリットE・P・S
代表取締役 横沢 英樹 様

長野県松本地域振興局長

令和4年8月10日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書(産業廃棄物処分業の変更許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社フロンティア・スピリットE・P・S 代表取締役 横沢 英樹 長野県塩尻市金井731 番地3
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	<u>申請の区分(Ⅰ) 産業廃棄物処分業の変更許可</u> ○金属くずの切断・圧縮施設 長野県塩尻市金井731 番地3 ○廃石膏ボードの破砕施設 長野県塩尻市金井730 番地1、731 番地1 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設 長野県塩尻市金井730 番地1、731 番地1 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設 長野県塩尻市金井730 番地1、731 番地1 <u>申請の区分(Ⅱ) 産業廃棄物処理施設の設置許可</u> ○廃プラスチック類の破砕施設 長野県塩尻市金井730 番地1、731 番地1
(3) 廃棄物の処理施設の種類	<u>申請の区分(Ⅰ) 産業廃棄物処分業の変更許可</u> ○金属くずの切断・圧縮施設 ○廃石膏ボードの破砕施設 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設 <u>申請の区分(Ⅱ) 産業廃棄物処理施設の設置許可</u> ○廃プラスチック類の破砕施設
(4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	<u>申請の区分(Ⅰ) 産業廃棄物処分業の変更許可</u> ○切断・圧縮する産業廃棄物 金属くず ○破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) ○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ○圧縮する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び

	<p>陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)</p> <p><u>申請の区分(Ⅱ) 産業廃棄物処理施設の設置許可</u></p> <p>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	
<p>(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)</p>	<p><u>申請の区分(Ⅰ) 産業廃棄物処分業の変更許可</u></p> <p>○金属くずの切断・圧縮 77.52 t/日 (9.690 t/h : 8時間稼働)</p> <p>○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)の破砕 120.0 t/日 (15 t/h : 8時間稼働)</p> <p>○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類 18.4 t/日 (2.3 t/h : 8時間稼働) ・紙くず 22.4 t/日 (2.8 t/h : 8時間稼働) ・繊維くず 8.0 t/日 (1.0 t/h : 8時間稼働) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 34.4 t/日 (4.3 t/h : 8時間稼働) <p>○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類 96.9 t/日 (12.11 t/h : 8時間稼働) ・紙くず 83.0 t/日 (10.38 t/h : 8時間稼働) ・繊維くず 39.9 t/日 (4.99 t/h : 8時間稼働) ・金属くず 220.1 t/日 (27.52 t/h : 8時間稼働) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 194.8 t/日 (24.35 t/h : 8時間稼働) <p><u>申請の区分(Ⅱ) 産業廃棄物処理施設の設置許可</u></p> <p>○廃プラスチック類の破砕 18.4 t/日 (2.3 t/h : 8時間稼働)</p>	
<p>(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)</p>	<p style="text-align: center;">新</p> <p>○破砕・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>○減容固化する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず</p> <p>○乾燥する産業廃棄物 汚泥(無機性のものに限る。)</p> <p>○造粒固化する産業廃棄物 汚泥(無機性のものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏粉に限る。)</p> <p>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、<u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u></p> <p>○切断・圧縮する産業廃棄物 <u>金属くず</u></p> <p>○圧縮する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類、紙くず、</u></p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>○破砕・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>○減容固化する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず</p> <p>○乾燥する産業廃棄物 汚泥(無機性のものに限る。)</p> <p>○造粒固化する産業廃棄物 汚泥(無機性のものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏粉に限る。)</p> <p>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)</p> <p>○切断・圧縮する産業廃棄物 なし</p> <p>○圧縮する産業廃棄物 なし</p>

	<u>繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）</u> 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 塩尻市金井地区、勝弦地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 塩尻市長 塩尻市金井地区・勝弦地区に住居若しくは居住又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農林漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 金井地区：令和4年10月6日(木)午後7時から 勝弦地区：令和4年10月18日(火)午後7時から (場所) 金井地区：塩尻市大字金井90 金井区公民館 勝弦地区：塩尻市大字北小野48 塩尻市北小野支所	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。